

四国がんセンター職員宿舎等整備事業要求水準書について、別冊の通り公表する。

平成16年4月27日

国立病院機構四国がんセンター院長 高嶋 成光

# 四国がんセンター職員宿舎等整備事業 要求水準書

平成16年4月27日

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

# 目次

第1． 総 則 .....	1
第2． 施設の設計・建設業務	
1 施設全体に係る事項 .....	2
2 設計業務 .....	5
3 建設業務等 .....	9
第3． 施設の維持管理業務	
1 維持管理業務総則 .....	12
2 昇降機保守点検業務 .....	12
3 消防用設備等保守点検業務 .....	13
4 給水設備清掃等業務 .....	14
5 四国がんセンター側で行う本事業範囲外の一般管理業務（参考） .....	17
別添資料1 本施設に要求する機能及び性能	
別添資料2 敷地詳細図	
別添資料3 地質調査資料	

## 第1 総則

### 1 本要求水準書(案)の位置づけについて

本要求水準書は、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター(以下「四国がんセンター」という。)が「四国がんセンター職員宿舎等整備事業」を実施する事業者を募集するにあたって、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

本要求水準書は、本事業における設計・建設業務及び維持管理業務の実施について、四国がんセンターが事業者に要求する業務水準を示すものである。ただし、本要求水準書に示す業務水準は、四国がんセンターが要求する最低限の業務水準である。そのため、当該仕様を上回る水準が確保できる場合等には、そのような提案を制限するものではない。

## 第2 施設の設計・建設業務

### 1 施設全体に係る事項

#### (1) 施設の整備方針

##### 1) 快適な居住空間の確保

病棟から一定距離を確保し、病室からの視線に配慮して、施設の配置及び施設平面計画を行うこと。また、各住居については、日照確保に十分配慮した施設計画を行うこと。

##### 2) 環境への配慮

周辺環境及び環境負荷低減に配慮した施設及び設備計画を行うこと。

##### 3) バリアフリー

高齢者や身体障害者等が、円滑に利用できるよう、施設計画を行うこと。

##### 4) メンテナンスフリー

施設本体及び設備については、できる限り、維持管理の手間がかからない材料及び設備で計画を行うこと。

#### (2) 敷地条件

建設予定地	愛媛県松山市南梅本町甲160 (伊予鉄道横河原線 梅本駅から400m)
用途地域	市街化調整区域
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下
高さ制限	規制なし
敷地緑化	規制なし
敷地	ア) 敷地面積: 約8,400㎡ ・ 宿舍等整備対象敷地(以下「対象敷地」という.): 約5,750㎡(駐車場の一部・広場等を含む) ・ 事業対象外部分: 約2,650㎡(構内道路及び駐車場の一部) イ) 敷地周辺状況 現在、病院本体工事、外構工事が行われており(平成17年度中完成予定)、職員宿舍工事との調整が必要。
周辺インフラ (詳細は別添資料2に示す。)	ア) 上水 病院側の上水本管まで配管を敷設する。 イ) 雨水 病院側の雨水排水本管まで配管を敷設する。 ウ) 汚水 病院側の下水本管まで配管を敷設する。 エ) 電気 敷地境界の指定の位置より引き込む。

(3) 業務対象

本事業における設計・建設業務の範囲は以下のとおりとする（詳細な設計範囲については、別添資料2に示す）。

区 分	項 目
1.施設本体	職員宿舎，院内保育所
2.外構	広場，保育所運動場（砂場，園庭，倉庫），舗装，排水側溝，地中埋設配管，植栽等
3.付帯施設	駐車場，駐輪場 給水設備 受変電施設 ，ゴミ置き場 外灯 等

電力会社との協議の上、必要に応じて職員宿舎建物の内又は外に必要なスペースを確保すること。

(4) 施設概要・施設規模

基本的な施設構成については以下のとおりとする。

1) 職員宿舎

分類		基準単位面積	数量（戸）	面積（㎡）
住戸	Bタイプ	54㎡以上	32	1,728
	Cタイプ	65㎡以上	12	780
	Rタイプ	33㎡以上	30	990
	Aタイプ	27㎡以上	34	918
小計			108	4,416
会議室		65㎡以上	1	65
想定延べ床面積			109	4,481㎡以上

B、Cタイプは世帯用住戸、Rタイプは単身用住戸、Aタイプは独身用住戸を想定。  
共用スペースは除く。

2) 院内保育所

室名（用途）	単位面積（㎡）	数量	面積（㎡）	備考
保育室1	19㎡以上	1	19	
保育室2	18㎡以上	1	18	
乳児室	38㎡以上	1	38	
遊戯室	29㎡以上	1	29	
給食・調理室	13㎡以上	1	13	
職員室	10㎡以上	1	10	
小児用便所	5㎡以上	1	5	
職員用便所	1.5㎡以上	1	1.5	
シャワー室（沐浴室）	2.5㎡以上		2.5	
小計			136	
共用スペース	23㎡以上	1	23	通路、玄関・非常口等スペース等
延床面積			159㎡以上	

### 3) 外構

項目	概要
駐車場	53台以上
駐輪場	約200台
広場	約1,900㎡以上
保育所運動場	約150㎡以上(15m×10m以上) (砂場, 園庭, 倉庫を含む。)

#### (5) 本施設に要求する機能及び性能

(「別添資料1 本施設に要求する機能及び性能」参照)

#### (6) 遵守すべき法制度

##### 【法令等】

- ・独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第28条第1項の規定に基づく業務方法書及び独立行政法人国立病院機構会計規程(仮称)等
- ・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- ・都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)
- ・消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第44号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)
- ・水道法(昭和32年6月15日法律第177号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
- ・その他関連する法規等

##### 【要綱・各種基準等】

- ・公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書」
- ・都市基盤整備公団「工事共通仕様書」
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(建築編)
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(電気編)
- ・都市基盤整備公団「機材の品質判定基準」(機械編)
- ・日本住宅性能表示基準
- ・その他関連要綱・各種基準等

対象敷地は、市街化調整区域であるが、将来の増改築へ配慮して、以下の日影の基準を満たすこと。(平均地盤面からの高さ4m、日影規制時間 5mライン:4時間、10mライン:2.5時間)

## 2 設計業務

### (1) 業務期間

業務期間は、入札説明書に示した事業期間内かつ事業契約書(案)に定める期間内で、民間事業者の提案に基づいて定めることとする。

### (2) 業務の中間確認

基本設計相当の図面完成時に、四国がんセンターの中間確認を受けること。

### (3) 設計図書等の提出

設計業務に関する以下の成果品を提出すること。なお、成果品の体裁、部数等については、四国がんセンターとの協議によるものとする(各図面については、データも合わせて提出のこと)。

#### 1) 設計業務着手時の提出図書

設計業務着手届

主任技術者届(設計経歴書添付)

#### 2) 基本設計終了時に提出する図書

基本設計概要書及び基本設計説明書

- ・基本設計概要書...工程計画、工事仕様、概算工事費等
- ・基本設計説明書...前提条件、建築計画、構造計画、外構計画、電気設備計画、機械設備計画、防災計画等

基本設計図

#### ア) 建築工事

- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・面積表及び求積図
- ・各階平面図(1/200程度)
- ・各住戸タイプ別プラン
- ・断面図
- ・各面立面図
- ・矩計図(主要部詳細)
- ・仕上表
- ・色彩計画表(内外主要部)
- ・構造工法検討書、基本構造図及び概略計算書
- ・外構計画図(駐車場を含む)
- ・道路、排水検討図
- ・造園検討図
- ・日影図等

#### イ) 電気設備工事

電力設備、受変電設備、通信情報設備、防災設備、昇降機搬送設備関係



- ・配置図（屋外設備の機器配置、構内電力・通信線路、電気・電話等の引込）
- ・各階平面図（機器の配置（E V含む）・主要な幹線等、1/200 程度）
- ・系統図・結線図（各設備・全体）
- ・機器レイアウト図（電気設備関係諸室、1/50 程度）
- ・計算書等

ウ) 機械設備工事

給排水衛生設備、空気調和設備、特殊設備関係

- ・配置図（屋外設備の機器配置、屋外配管、水道・ガス等の引込、排水等）
- ・各階平面図（機器の配置・主要な配管・ゾーニング等、1/200 程度）
- ・計算書等
- ・機械設備方式選定検討書
- ・概算ランニングコスト

エ) 整地工事

- ・整地平面図
- ・切盛土量検討書
- ・運土計画検討書

オ) その他

- ・防災計画図等

透視図（内外パース）

計画建物は精密に彩色を行い、近隣建物はマスの的に単色で表現する。また、次の原版の他、カラー写真各 5 部を額縁入りで作成すること。

- ・外観図 A 2 判 - 2 面（うち 1 面は鳥瞰図とする。）
- ・内観図 A 2 判 - 1 面

提出部数

設 計 図 書	原本	写し
基本設計概要書	1 部	5 部
基本設計説明書	1 部	5 部
基本設計図	1 部	5 部
透視図（内外パース）	1 部	5 部

基本設計説明書の大きさは A 4 判、設計図の大きさ A 3 判とする。

3) 実施設計終了時に提出する図書

a) 意匠設計、構造設計等

意匠図

ア) 規格 A - 1 判

イ) 部数 原図及び陽画複写 1 部

ウ) 内容及び縮尺

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・特記仕様書           | ・配置図             |
| ・仕上表             | ・求積表             |
| ・平面図 1/100-1/200 | ・立面図 1/100-1/200 |
| ・断面図 1/100-1/200 | ・各伏図 1/100-1/200 |

- ・展開図 1/50-1/100
- ・建具表 1/50-1/100
- ・平面詳細図 1/20-1/50
- ・矩計図 1/20-1/50
- ・階段詳細図 1/20-1/50
- ・各部詳細図 1/20-1/50
- ・透視図

意匠積算内訳書及び数量調書 A 4判 原紙及び陽画複写 1部  
 意匠数量算出調書 A 4判 原紙及び陽画複写 1部

構造図面

ア) 規格 A - 1判

イ) 部数 原図及び陽画複写 1部

ウ) 内容及び縮尺

- ・構造特記仕様書
- ・各階床梁伏図 1/100-1/200
- ・基礎伏図 1/100-1/200
- ・軸組図 1/100-1/200
- ・基礎、梁、柱リスト 1/20-1/50
- ・ラーメン配筋図 1/20-1/50
- ・床版、壁配筋図 1/20-1/50
- ・雑配筋図 1/20-1/50
- ・配筋納まり詳細図 1/2-1/10
- ・鉄骨継手リスト 1/20-1/50
- ・鉄骨詳細図 1/20-1/50
- ・鉄骨継手リスト 1/20-1/50
- ・鉄骨納まり詳細図 1/2-1/10

構造設計概要書 A 4判又はA 3判 原紙及び陽画複写製本 4部

構造計算書 A 4判 原紙及び陽画複写製本 4部

構造積算内訳及び数量調書 コピー用紙A 4判 原紙及び陽画複写 1部

構造数量算出調書 コピー用紙A 4判 原紙及び陽画複写 1部

防災計画書 A 4判又はA 3判 原紙及び陽画複写製本 1部

日影図

ア) 規格 A - 1判

イ) 縮尺 1/200-1/800

ウ) 部数 原図及び陽画複写 1部

仮設計画図

ア) 規格 A - 1判

イ) 縮尺 1/50-1/800

ウ) 部数 原図及び陽画複写 1部

仮設計画計算書 A 4判 原紙及び陽画複写 1部

仮設計画積算内訳書及び数量算出調 A 4判 原紙及び陽画複写 1部

現地調査

省エネルギー計算書作成

電波障害机上検討

b) 機械設備設計

機械設備図

ア) 規格 A - 1判

イ) 部数 原図及び陽画複写 1部

ウ) 内容及び縮尺

- ・表紙
- ・図面リスト
- ・配置図
- ・系統図
- ・機器表
- ・屋外配管図 1/200-1/600
- ・各階平面図 1/100
- ・便所詳細図 1/30-1/50
- ・機械室詳細図 1/30-1/50

特記仕様書（設計図面に含む） 1部

設計計算書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

積算書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

ア) 積算項目参考書

イ) 工事費積算書

ウ) 積算明細書

設備概要書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

c) 電気設備設計

電気設備図

ア) 規格 A - 1判

イ) 縮尺 1/100、1/200 他

ウ) 部数 原図及び陽画複写 1部

特記仕様書（設計図面に含む）

設計計算書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

積算書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

ア) 積算項目参考書

イ) 工事費積算書

ウ) 積算明細書

設備概要書 A-4判 原紙及び陽画複写 1部

### 3 建設業務等

#### (1) 業務期間

業務期間は、入札説明書に示した事業期間内かつ事業契約書(案)に定める期間内で、民間事業者の提案に基づいて定めることとし、施設の引渡しは平成18年4月1日(完成は2月末)とする。

ただし、設計終了後、病院側の条件と調整がつけば、着工を前倒しで実施することも可能とする。

#### (2) 業務内容

##### 1) 着工前業務

###### 建築許可申請業務

- ・着工に先立ち、市街化調整区域内での建築許可申請を、事業スケジュールに支障がないように行うこと。

###### 一団地認定申請業務

- ・既に病院本体側で、職員宿舎を含めて一団地認定を行っているが、申請時より、職員宿舎の用途、面積が変更になっているため、本事業を行うにあたっては、その変更手続きを行うこと。

###### 各種申請業務

- ・着工に先立ち、法令等で定められた各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないように行うこと。
- ・四国がんセンターが必要とする場合には、各種許認可等の書類の写しを四国がんセンターに提出すること。

###### 近隣調整・準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ・施設の工事によって近隣に及ぼす電波障害等の諸影響について予め検討し、問題があれば適切な処置を行うこと。
- ・近隣への説明会等を実施し、工事工程及び作業時間等についての了解を得ること。

###### 敷地内の病院本体内工事との調整

- ・敷地内の外構工事と、工事ヤード、工程等の調整を図り、本事業に支障のないよう工事を行うこと。

###### 敷地周辺の配管工事との調整

- ・病院本体側の配管工事と職員宿舎の配管工事との調整を行うこと。

###### 施工計画書の提出

- ・着工に先立ち、施工計画書を提出し、四国がんセンターの確認を受けること。

###### 工事着手時の提出図書

- ・工事業務着手届
- ・現場代理人届

- ・協力業者リスト
- ・工程表
- ・仮設物設置許可願
- ・工事用地使用許可願
- ・上（下）水道使用願
- ・使用機材発注先一覧表
- ・施工計画書

その他必要に応じ各種許認可等の書類の写しを提出すること。

## 2) 建設期間中業務

### 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、施設の建設工事を実施すること。工事施工においては、以下の点に留意すること。

- ・工事用車輛搬出入口は、原則として敷地北側に設置すること（詳細位置は、別添資料2に記載）
- ・近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

### 工事監理業務

- ・工事監理者は、工事監理の状況を毎月四国がんセンターに定期報告し、四国がんセンターの要請があった場合には随時報告を行うこと。
- ・工事監理委託業務は、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。
- ・工事の完成後、四国がんセンターに報告を行うこと。

### その他

- ・原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、四国がんセンターが責任を負うべき合理的な理由がある場合には、その限りではない。

### 施工時の提出図書

- ・工事連絡書
- ・工事進捗状況報告書
- ・月間工程表

## 3) 完成後業務

### 完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、整備対象施設について下記「ア 事業者による完成検査」及び「イ 四国がんセンターの完成確認」の規定に即して実施する。但し、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

#### ア 事業者による完成検査

- ・事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転等を実施すること。
- ・完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに四国がんセンターに書面で通知すること。
- ・四国がんセンターは事業者が実施する完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転に立会う。

- ・事業者は、関係法令に従い確認を行った上で、四国がんセンターに対して完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

#### イ 四国がんセンターの完成確認等

- ・四国がんセンターは、事業者による上記ア項の完成検査及び機器・器具・備品等の試運転の終了後、職員宿舎及び什器備品等について、以下の方法により行われる完成確認を実施する。
- ・四国がんセンターは建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- ・完成確認は、四国がんセンターが確認した設計図書との照合により実施する。
- ・事業者は、機器・器具・什器備品等の取扱に関する四国がんセンターへの説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

#### 完成図書の提出

事業者は、引渡時に四国がんセンターによる完成確認の通知に必要な完成図書を提出すること。なお、成果品の体裁、部数等については、四国がんセンターとの協議によるものとする。

#### 完成に伴う提出図書

- ・完成通知書
- ・完成引渡書
- ・鍵及び工具等引渡書
- ・官公署・事業会社の許可書類一覧表
- ・検査試験成績書
- ・保守点検指導書
- ・保証書
- ・消防法第17条の規定による検査済証
- ・完成図（図面データを含む）
- ・工事完成写真
- ・建築主の要求による登記に関する書類
- ・確認通知書
- ・建築基準法第18条第7項の規定による検査済証
- ・建築基準法第12条第3項の規定による届出書の副本
- ・建築士法第20条第2項の規定による工事監理報告書
- ・備品リスト

#### 施設本体及び設備の維持管理マニュアルの提出

事業者は、四国がんセンターが維持管理業務を最適に行うにあたっての、施設本体及び設備についての維持管理マニュアルを提出すること。

#### 施設本体及び設備の長期修繕計画書（20年間）の提出

事業者は、四国がんセンターが最適な維持管理のもとに修繕業務を行うにあたっての、施設本体及び設備の長期修繕計画書（20年間）及び見積書を提出すること。

#### 不動産登記・所有権移転等の関連手続

事業者は、四国がんセンターによる完成確認後、建築完了検査、不動産登記及び移転等に

必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

施工業務完了手続

事業者は、所有権移転手続き完了後、四国がんセンターに業務完了届を提出して四国がんセンターの履行確認を受けること。

## 第3 施設の維持管理業務

### 1 維持管理業務総則

#### (1) 業務期間

平成18年4月～平成38年3月末まで

#### (2) 維持管理業務計画書の作成

業務の実施にあたっては、下記に定める維持管理業務について、事業期間を通じて以下の内容に配慮した年間維持管理業務計画書を毎年作成し、提出すること。

##### 1) 総括責任者

・維持管理業務全体を総括する総括責任者を定め、四国がんセンターとの窓口として、業務全体の管理を行うこと。

##### 2) 業務責任者

・下記「2 昇降機保守点検業務」から「4 給水設備清掃等業務」に定める各維持管理業務ごとに責任者を定め、業務の管理を行うこと。

##### 3) 業務担当者・各維持管理業務

・法令等により資格を必要とする業務には、各有資格者を選任すること。  
・業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし作業に従事すること。

##### 4) 業務体制の届出

・業務の実施にあたっては、その実施体制、業務担当者を四国がんセンターに届け出ること。

### 2 昇降機保守点検業務

#### (1) 業務の内容

「建築基準法」に定める点検業務等を行うこと。

以下の各項に掲げる業務を実施し、昇降機を安全かつ良好な運転状態に保持すること。

なお、本業務は本要求水準書によるほか、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「保全業務共通仕様書」という。）によるフルメンテナンス契約を標準として業務を行うこと。

また、維持管理期間終了後、機構が別途業務委託することに支障がないよう配慮して保守点検を行うこと。

##### 1) 保守業務

保守業務は各社の仕様書により、点検及び調整を実施すること。

（保全業務共通仕様書により、月1回の人の手による点検項目があることに注意）

##### 2) 緊急時対応業務

事故、故障が発生した場合には、速やかに措置すること。

##### 3) 修理等

1) から2) までの遂行にあたり保全上必要と認められる場合は、事業者の負担で修理又は取替えを行うこと。



4) 付帯する業務

上記1)から3)までに付帯する業務を実施すること。

(2) 業務の実施等

1) 実施計画

業務の実施にあたり、実施日程表を作成し、四国がんセンターに提出すること。

2) 業務の実施

業務は四国がんセンターの通常勤務日における勤務時間内に実施すること。ただし、昇降機の事故・故障等緊急を要する場合は、通常勤務時間外においても、直ちに修理等を行うこと。

3) 業務実施にあたっての事前通知

業務実施にあたり、業務実施の10日前までには、病院側に事前に通知を行うこと。

(3) 業務の報告

実施した業務について四国がんセンターに報告を行うこと。

(4) その他

点検結果報告書は、点検後速やかに作成し、四国がんセンターの求めに従って、直ちに提出すること。

### 3 消防用設備等保守点検業務

(1) 業務の内容

1) 点検業務は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより実施すること。

2) 他の消防設備等の点検範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。

3) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより必ず元の状態に復元すること。

(2) 業務の実施等

消防設備の点検は「消防設備等の点検の基準及び消防設備点検結果報告書に添付する点検表の様式（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検結果についての様式（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行うこと。

1) 実施計画

業務の実施にあたり、実施日程表を作成し、四国がんセンターに提出すること。

2) 業務の実施

業務は四国がんセンターの通常勤務日における勤務時間内に実施すること。

3) 業務実施にあたっての事前通知

業務実施にあたり、業務実施の10日前までには、病院側に事前に通知を行うこと。

(3) 業務の報告

実施した業務について四国がんセンターに報告を行うこと。

(4) その他

- 1) 法令に従って、所轄消防署への連絡、報告書の提出等は、四国がんセンターに協力して遅滞なく行うこと。
- 2) 所轄消防署の立入検査がある場合は、四国がんセンターの指示により立会いに協力すること。
- 3) 点検結果報告書は、点検後速やかに作成し、四国がんセンターの求めに従って、直ちに提出すること。

#### 4 給水設備清掃等業務

(1) 業務の内容

「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）」、「水道法」に定める点検業務等を行うこと。

1) 業務責任者

本業務の責任者は、次の三者のいずれかとする。

イ 建築物環境衛生管理技術者

ロ 厚生労働大臣が指定した機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を終了した者

ハ 厚生労働大臣が上記の者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

2) 業務従事者

本業務に従事する者は、健康管理、身体の衛生について次の事項に適合した者とする。

イ 健康診断（検便）の結果が陰性であること。

ロ 作業当日、下痢、風邪、皮膚病等感染疾病の症状がないこと。

ハ 清掃前には、汚物などに触れる作業に従事していないこと。

ニ 爪、頭髮等を清潔に保っていること。

ホ 受水槽等の槽内に入る前に必ず手足を石鹸で洗い、厚生労働大臣認定の消毒薬で消毒していること。

3) 使用器具及び清掃用具

本清掃業務に使用する器具、清掃用具類はすべて良質完全なものを扱い、すべて厚生労働大臣認定の消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）で完全消毒したものを使用するとともに、ビニール袋等に包み搬入すること。

4) 現場の把握

イ 現場責任者は、本業務の実施にあたり、常時現場の実態を把握するとともに、極力断水時間の短縮を図るよう努めること。

ロ 受水槽等の清掃にあたっては、事前に必ず酸欠調査等を実施するとともに、換気対策等

を行い、危険防止の措置を講ずること。

ハ 雨天等による作業変更にあたっては、四国がんセンター担当者と十分連絡をとり、居住者に迷惑を掛けないよう配慮すること。

5) 清掃箇所

イ 受水槽等の槽内部の全壁面（槽内の上部を含む）

ロ その他特に必要と認められる箇所。

6) 清掃作業

イ 槽内部

汚水付着物等を水洗いした後、更に、ブラシ、高圧洗浄器等を使用し洗浄すること。金属部分（水槽壁面、水中ポンプ、揚水管、マンホール蓋、タラップ等）の浮き錆は、スクレーパ、ワイヤーブラシ、高圧洗浄器等を使用し除去すること。マンホールの蓋は、乾燥後両面ともタールエポキシ塗装を行うこととし、槽内に塗料等異物が混入しないよう十分注意すること。

槽内の異物（小石、砂等）の除去及び洗浄液の排水を完全に行うこと。

清掃の仕上げは、貯まり水に濁りがなくなるまで繰り返し清水による水洗いを行い、最後に内部をウエスできれいに拭き取り、清掃の確認を行うこと。

ロ その他

水槽上部及び特に必要と認められる箇所については、拭き掃除等で清潔にすること。

7) 消毒作業

イ 消毒作業は、消毒済みの新しい作業衣等を着用すること。

ロ 消毒作業が完全に行われていることを確認後、厚生労働大臣の認定を受けた消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）50～100ppm 溶液を槽内の全壁面に噴霧吹き付けを2回行うこと。

1回目の消毒後、20分以上経過してから水洗いすること。

2 回目の消毒後、30分以上経過してから水洗い後、注水を開始すること。

消毒作業完了後は槽内に立ち入らないこと。

8) 点検作業

イ 清掃業務記録書に基づき点検及び検査を行うこと。

ロ 受水槽等の内部点検をし、異常箇所又は衛生上問題のある箇所を発見した場合は、四国がんセンターへ連絡し指示を受けること。

ハ 給水ポンプ、自動給水弁、配電盤等の自動運転装置及び機器類が正常に作動することを確認すること。

9) 簡易専用水道の検査

イ 水道法34 条の2 第2 項、同法施行規則第46 条による検査は次の項目に従うこと。

施設の外観検査

（受水槽）

- ・水槽周囲の状況
- ・受水槽本体の状況
- ・受水槽上部の状況
- ・受水槽内部の状況
- ・マンホールの状況

（高置水槽）

- ・高置水槽本体の状況
- ・高置水槽内部の状況
- ・マンホールの状況
- ・オーバーフロー管の状況
- ・通気管の状況

- ・オーバーフロー管の状況
- ・水抜管の状況
- ・通気管の状況・給水管等の状況

水質検査（5項目）

- a 臭気、b 味、c 色、d 濁り、e 残留塩素

書類検査

書類の整理保存の状況

- a 水道設備の配置及び系統図等
- b 水道設備の清掃及び点検記録等

□ 保健所への報告は責任を持って行うこと。

ハ 本件検査は、公的簡易専用水道検査機関に行わせること。

#### 10) 水質検査

イ 100立方メートル以下の受水槽は次の10項目の検査項目に従って行うこと。

一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度

また、100立方メートルを超える専用水道については、上記10項目の他に次の検査項目に従って行うこと。

- ・重金属（4項目）：鉛、亜鉛、鉄、銅
- ・蒸発残留物
- ・消毒副生成物（5項目）：クロロホルム、ジブromクロロメタン、ジロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン

□ 受水槽等の槽内を満水にした後、各受水槽の末端給水栓から採水し「水質基準に関する省令」（平成4年12月21日厚生省令第69号）の方法に基づいて、水質基準に定められた条件を満たしているか否かを検査すること。

ハ 水質検査の結果が水道法第4条の水質基準に不適合の場合は、速やかに四国がんセンターに連絡し、指示を受けるものとする。

ニ 水質検査は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年4月14日法律第20号）第12条の2第3号に基づき、県知事の登録済み業者に行わせること。

#### 11) 使用再開にあたっての留意事項

本清掃業務に伴い、各戸の水洗便所その他給水設備等に不具合が生じた場合は、事業者の責任において直ちに調整又は修繕を行うこと。

#### (2) 業務の実施等

##### 1) 実施計画

業務の実施にあたり、実施日程表を作成し、四国がんセンターに提出すること。

##### 2) 業務の実施

業務は四国がんセンターの通常勤務日における勤務時間内に実施すること。

3) 業務実施にあたっての事前通知

業務実施にあたり、業務実施の10日前までには、病院側に通知を行うこと。

(3) 業務の報告

実施した業務について四国がんセンターに報告を行うこと。

(4) その他

点検結果報告書は、点検後速やかに作成し、四国がんセンターの求めに従って、直ちに提出すること。

## 5 四国がんセンター側で行う本事業範囲外の一般管理業務(参考)

四国がんセンター側で行う本事業範囲外の一般管理業務は以下の通りである。

(1) 住宅の維持管理

(2) 入退去の処理

(3) 諸届けの処理

(4) 居住者等の応接

(5) 団地内巡視及び不正使用の処理

(6) 会議室の管理

(7) 修繕関連業務

修繕の申込受付(かし補修を含む)

四国がんセンターと居住者との負担区分の判定

居住者及び業者への連絡

その他修繕箇所の調査、報告

(8) 防火管理者としての業務

消防計画の作成及び報告

消火、通報及び避難訓練等の実施

消防用設備等の日常点検整備及び報告

火災の取扱いに関する指導及び監督

その他防火管理上必要な業務

(9) 緊急事態発生時の処理業務

(10) 居住者への周知・連絡に関する業務

(11) 帳簿整理等及び業務報告書の提出に係る業務

(12) その他、必要と認める上記以外の一般管理業務

